

商工こすど かわら版

第267号
小須戸
商工会

〔 9月 の花 〕
彼岸花



新潟県からのお知らせ

新型コロナウイルスの

積極的な接種のお願い

新潟県内では現在、新規感染者が一日で三千人を超え、増加に歯止めがかからない状況が続いています。

県民の生命及び健康を確保するとともに、生活に不可欠な事業等を継続するためには、県民・事業者の皆さまから、感染防止対策を徹底いただくとともに、感染防止に効果があり、特に重症化を防ぐことができる新型コロナウイルス接種を進めることが大変重要となります。

まだコロナワクチン接種を終わっていない方は、ぜひ積極的な接種にご協力をお願いいたします。

さらに次のような方は特に協力を願います。

- ・若い世代の方など、一〜三回目の接種を終わっていない方
- ・六十歳以上で、四回目接種用の「接種券」が市町村から届いた方

厚生労働省 新潟労働局

令和四年度「働き方改革推進

支援助成金」のご案内

「働き方改革推進支援助成金」は中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

〈労働時間短縮・年休促進支援コース〉

令和二年四月一日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【活用事例】

①新たに機械、設備を導入して生産性を向上させたい

← **労働能率を増進するための設備機器などを導入して改善**

②始業、終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い

← **労務管理用機器やソフトウェアを導入して改善**

③業務上の無駄な作業を見直したいが、何をどうすればいいかわからない！

← **外部の専門家によるコンサルティングを実施して解決**

【対象者】

①労働保険の適用を受ける中小企業事業主（個人事業主含む）

②年五日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していることと（ただし、常時十人未満の労働者を使用する事業場で就業規則を作成していない場合は、必要に応じて労働条件通知書の写しを添付）。

③交付申請時点で、「成果目標」①④の設定に向けた条件を満たしていること。

④の「助成対象となる取り組み」次のうち一つ以上を実施。

①労働管理担当者に対する研修

②労働者に対する研修、周知・啓発

③外部専門家によるコンサルティング

④就業規則・労使協定等の作成・変更

⑤人材確保に向けた取り組み

⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新※

⑦労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新※

※原則、パソコン、タブレット、スマートフォンのような汎用性が高いものは対象外

【成果目標】

次のうち、一つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施する。

①月六十時間を超える三六協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。

②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。

③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入すること。

④交付要綱で規定する特別休暇（病氣休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか一つ以上を新たに導入すること。

☆前頁の「成果目標」に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

【助成額】

助成額最大 四百九十万円

一、成果目標①の上限額 最大一五〇万円

二、成果目標②の上限額 五〇万円

三、成果目標③、④の上限額 各二十五万円

四、賃金引上げの達成時の加算額 十五万～二百四十万円

助成額は次のいずれか低い方で判定します。

一、右記の一～三の上限額及び四の加算額の合計

二、対象経費の合計額×補助率四分の三（常時使用する労働者数が三十人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥⑦を実施する場合で、その所要額が三十万円を超える場合の補助率は五分の四に引き上げる）

【受付締切】

令和四年十一月三十日（水）まで

※予算に達した時点で、締め切り前

に予告なく受付を締め切る場合があります。

【申請書類の入手方法】

「働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース」で検索してダウンロードしてください。

【申請方法】

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物が追跡できる方法で

「郵送」してください。

【申請・問い合わせ先】

新潟労働局 雇用環境・均等室
〒九五〇・八六二五
新潟市中央区美咲町一・二・一
新潟美咲合同庁舎二号館

☎〇二五・二八八・三五二八
※受付時間は午前九時から午後五時まで（土日祝日を除く）

一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入！

労働者（パート・アルバイト等を含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のため

めに事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者にもより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

「ご相談は商工会へ」

商工会では、労働保険の事務処理負担の軽減のため、事業主の皆さんの委託を受け事業主に代わって労働保険料の申告、納付、その他労働保険に関する各種の事務手続を行う「労働保険事務組合」として県労働局長の認可を受けています。

労働保険事務組合に委託すると、優遇制度（①事業主や家族従事者の労災保険への特別加入、②労働保険料の分割納付）も受けられます。

成立届をはじめ、所定用紙も備えておりますので労働保険に関することはお気軽にご相談下さい。

「二」を活用してみませんか

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業を活性化させる』を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

【事業内容】

- 新商品・新技術を開発したい
- 市場顧客のニーズがわからない
- 売れる商品づくりとは
- 皆さまの挑戦や悩みを、多彩なメニューによりサポートします。
- 補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、商品評価ブラッシュアップなど様々な支援を行っています。

【お問い合わせ先】

公益財団法人にいがた産業創造機構
電話 〇二五・二四六・〇〇二五
Eメール info@nico.or.jp

NICOを活用してみませんか

あなただけでNICOをご利用ください！

■NICO総合相談窓口
https://www.nico.or.jp/

☎ 025-246-0025
✉ info@nico.or.jp